

新しい国民健康保険資格確認書などについて

◎マイナンバーカードに保険証の利用登録がされている方

「資格情報のお知らせ(A4サイズ)」を7月中旬に普通郵便でお送りします。医療機関等を受診される場合は、マイナンバーカードと一緒に資格情報のお知らせをお持ちください。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は原則発行ができません。マイナンバーカードでの受診をお願いします。

◎マイナンバーカードに保険証の利用登録がされていない方

「資格確認書(カードサイズ)」を7月中旬に簡易書留でお送りします。受け取りの際には受領印が必要です。不在の場合は郵便局が「不在通知」を置いていきますので、「不在通知」の指示に従い受け取ってください。

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証が必要な場合は、8月以降に窓口にて申請をお願いします。

◎高齢受給者証について

8月以降高齢受給者証の発行は行いません。マイナンバーカードと資格情報のお知らせ、または資格確認書での受診で負担割合に応じて窓口にて請求されるようになります。

◎いままでの保険証などについて

8月以降に使用できないようハサミなどで裁断して、個人情報を読み取れないようにして破棄してください。(返送不要)

介護保険のお知らせ

☎ 高齢福祉課 ☎ (55)7116

介護保険料(65歳以上の方)が決定しました

介護保険料は本人・世帯の市民税課税状況と本人の前年所得などをもとに段階別に計算し、毎年7月に介護保険料(年額)を決定します。確定した保険料額と、仮徴収の賦課分を差し引いた金額について、納入通知書を7月中旬にお送りします。詳しくは納入通知書の内容をご確認ください。

(年額)	(仮徴収)	(以降の納期に振り分け)
確定した令和7年度の保険料額 (令和7年4月から翌年3月分)	特別徴収 4・6・8月 普通徴収 第1・2期	10・12・2月の3回 第3・4・5・6期の4回

◎保険料の納め方

- ①普通徴収(納付書・キャッシュレス決済・口座振替)
- ②特別徴収(年金からの天引き)

詳しくは
こちら



介護保険 負担限度額認定証の更新

所得が低い方で、施設および短期入所サービスを利用している方の食費・部屋代の負担軽減を行っています。

負担限度額認定証は、原則毎年7月31日が有効期限となるため、**8月1日以降必要とされる場合は、更新手続きが必要です。**

8月1日以降、施設および短期入所サービスを利用する予定がない方や適用要件に該当しないことが明らかな方は申請の必要はありません。

▼適用要件／

- ・本人および世帯全員が市民税非課税(別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税)
- ・預貯金などが一定額以下(詳しくは市ホームページをご確認ください。)

▼必要書類／

- ・介護保険被保険者証
- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・本人および配偶者の預貯金額等すべての資産がわかる書類(通帳の写しは、表紙の次ページおよび申請日の直近から2か月前までの残高が分かるページを添付してください。また、定期預金のページも添付してください。)

※虚偽の申告により、不正受給された場合は、加算金が課されます。

- ・個人番号(マイナンバー)提供に伴う本人確認資料の提示

▼申請先／高齢福祉課または各支所



詳しくはこちら